

議案第 3 9 号

山陽小野田市工業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市工業用水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市工業用水道給水条例の一部を改正する条例

第 1 条 山陽小野田市工業用水道給水条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第  
1 9 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「日産化学工業株式会社小野田工場」を「日産化学株式会社小野田  
工場」に改める。

第 2 条 山陽小野田市工業用水道給水条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 1 1 条関係）

使用者	従量料金
田辺三菱製薬工場株式会社小 野田工場	1 立方メートルにつき 3 2 . 4 2 8 円
日産化学株式会社小野田工場	1 立方メートルにつき 3 3 . 1 6 5 円
西部石油株式会社山口製油所	1 立方メートルにつき 3 4 . 1 7 7 円

注：料金は、上記の表により算出した額（その額に 1 円未満の端数がある  
ときは、その端数金額は、切り捨てる。）とする。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 3 1 年 1 0 月  
1 日から施行する。

議案 39 号参考資料

山陽小野田市工業用水道給水条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正後		改正前	
別表（第 11 条関係）		別表（第 11 条関係）	
使用者	従量料金	使用者	従量料金
田辺三菱製薬工場株式会社小野田工場	1 立方メートルにつき 31.8 384 円	田辺三菱製薬工場株式会社小野田工場	1 立方メートルにつき 31.8 384 円
日産化学株式会社小野田工場	1 立方メートルにつき 32.5 62 円	日産化学工業株式会社小野田工場	1 立方メートルにつき 32.5 62 円
西部石油株式会社山口製油所	1 立方メートルにつき 33.5 556 円	西部石油株式会社山口製油所	1 立方メートルにつき 33.5 556 円
注：料金は、上記の表により算出した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。）とする。		注：料金は、上記の表により算出した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。）とする。	

山陽小野田市工業用水道給水条例新旧対照表（第2条関係）

改正後		改正前	
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）	
使用者	従量料金	使用者	従量料金
田辺三菱製薬工場株式会社小野田工場	1立方メートルにつき 32.4 28円	田辺三菱製薬工場株式会社小野田工場	1立方メートルにつき 31.8 384円
日産化学株式会社小野田工場	1立方メートルにつき 33.1 65円	日産化学株式会社小野田工場	1立方メートルにつき 32.5 62円
西部石油株式会社山口製油所	1立方メートルにつき 34.1 77円	西部石油株式会社山口製油所	1立方メートルにつき 33.5 556円
注：料金は、上記の表により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。）とする。		注：料金は、上記の表により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。）とする。	